

災害時における応急復旧作業等の協力に関する協定業者の募集要領

(目的)

第1条 この要領は、風水害、地震等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するため、交野市の管理する道路、河川、公園等（以下、「公共土木施設」という。）の状況を早期に把握し、緊急に対応する必要がある施設の応急復旧作業等を計画的かつ迅速に行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 巡視業務 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う、公共土木施設の状況確認行動をいう。
- (2) 応急工事 災害に際し、公共土木施設において機能不全の状態が発生し、緊急に機能回復を要する場合、又は障害を除却しなければ市民の安全・安心の確保に支障が生じると判断される場合に行う必要かつ最低限の工事をいう。
- (3) 防災協定業者 市と協定を締結するとともに市の防災対策に賛同し、防災活動を積極的に実施する事業者または団体をいう。

(役割)

第3条 防災協定業者の役割は、次のとおりとする。

- (1) 甲との連絡体制を密にするため、巡視経路図および連絡体制図等を作成すること。
- (2) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、自主的に待機態勢をとること。発生のおそれとは、大雨警報等が予報されている場合等。
- (3) 交野市災害対策本部の指示、依頼のあったときは連絡を密にとり、速やかに巡視業務及び応急工事を行うこと。
- (4) 巡視については無償とするが、作業および工事に係る実費の内、必要と認められる部分については別途契約を結び精算払いとする。作業・工事に当る場合は、甲に連絡し指示を受けた上で着手すること。

(業務の場所)

第4条 乙の業務の範囲は、市域全域を対象とする。ただし、協定締結後は、被災状況等により特定の地区での業務を行うことがある。

(防災協定業者の業務の概要)

第5条 乙は、市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、速やかに巡視業務を行わなければならない。

- 2 乙は、風水害、地震等による被害が相当規模発生する恐れがあると甲が判断したときは、巡視業務を行わなければならない。
- 3 巡視業務の概要は、市が緊急輸送道路の指定した主要道路及び浸水多発箇所等について、車中から路面を中心に目視することを基本に必要なに応じて徒歩により点検し、異常を認めたと

は即時報告し、甲の指示により通行規制等必要な措置を講ずること。

- 4 乙は、応急工事の指示を甲より受けた場合には、速やかに施工するものとし、施工方法については市職員と協議により決定する。
- 5 乙は、応急工事の実施に当たっては、第三者に損害を与えることのないよう、特段の注意を払わなければならない。
- 6 乙は、応急工事の実施に当たっては、工事内容の判定に必要な写真等の資料を作成し、進捗状況を適宜甲に報告する等、甲が工事内容を正確に把握するため必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、応急復旧作業等に従事する者について、労働者災害補償保険法に基づく労働災害補償（昭和 22 年法律第 50 号）に係る必要な手続をとるものとする。

（協定期間）

第 6 条 協定期間は平成 3 1 年 6 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、協定の有効期間満了日前 1 ヶ月以内に甲および乙から申し出のない場合は、さらに期間満了日から 1 年間この協定を更新するものとし、3 年を限度とする。

- 2 協定期間中であっても、乙がこの協定に基づく応急復旧対策の協定者としてふさわしくない非行があったと認められる場合や、別途定める応募資格を満たさなくなり、かつ一定期間内にその回復が見込めない場合は、甲はこの協定を打ち切ることができる。

（応募資格）

第 7 条 応募資格は、次の各号の全てに該当するものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）会社等で、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の規定により、土木工事業について一般または特定建設業許可を受け、かつ、交野市に入札資格を有し、交野市内に本社（本店）または支店・営業所を有すること。
- （3）過去 1 年に指名停止処分または指名停止を受けている期間中でないこと。
- （4）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）1 7 条の規定による厚生手続開始の申し立てがなされていない者、または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始、または再生手続開始の申し立てがなされてなかった者とみなす。
- （5）他の行政機関等と同様の協定を締結している場合、交野市との協定内容により定める応急復旧作業等の要員や重機等を確保できること。
- （6）本協定に基づく作業等により知り得た事項に関し、本復旧工事等が後日発生した場合、その業務や工事入札に参加できないものとする。